

中央労基協 Report 令和6年2月

《トピックス》

◇ 労災保険料算出に用いる労災保険料の改定等が行われます ◇

～改正省令を令和6年4月1日に施行予定～

厚生労働大臣は、昨年12月22日に、労働政策審議会に対して、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これを受け、同審議会労働条件分科会労災保険部会で審議が行われ、12月26日、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

今回、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則を一部改正する省令案要綱については、事業主が支払う労災保険料算定に用いる労災保険率の改定などを主な内容としています。

労災保険率は、業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和6年4月1日の施行に向けて、速やかに省令の改正作業を進めるとのことです。

【省令案のポイント】

1. 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げます（4.5/1000→4.4/1000）。（別添参照）
全54業種中、引下げとなるのが17業種、引上げとなるのが3業種です。
2. 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。
全25区分中、引下げとなるのが5区分です。
（特1、特2、特5、特14、特15）
3. 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定します。
（別添参照）

※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

(単位：1/1,000)

業種	現行	改定(案)	変化
林業	60	52	↓
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	↓
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	
採石業	49	37	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9.5	9.5	
既設建築物設備工事業	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5.5	↓
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	
木材又は木製品製造業	14	13	↓
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↑
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	↓
金属精錬業	6.5	6.5	
非鉄金属精錬業	7	7	
金属材料品製造業	5.5	5	↓
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	↓
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	6.5	↓
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2.5	3	↑
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6	↓
交通運輸事業	4	4	
貨物取扱事業	9	8.5	↓
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	12	↓
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	42	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5.5	6	↑
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

労務費率

		現行	改定案	変化
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	19%	
舗装工事業		17%	17%	
鉄道又は 軌道新設事業		24%	19%	↘
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	38%	
	その他の もの	21%	21%	
その他の建設事業		24%	23%	↘

ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

中央労働基準監督署

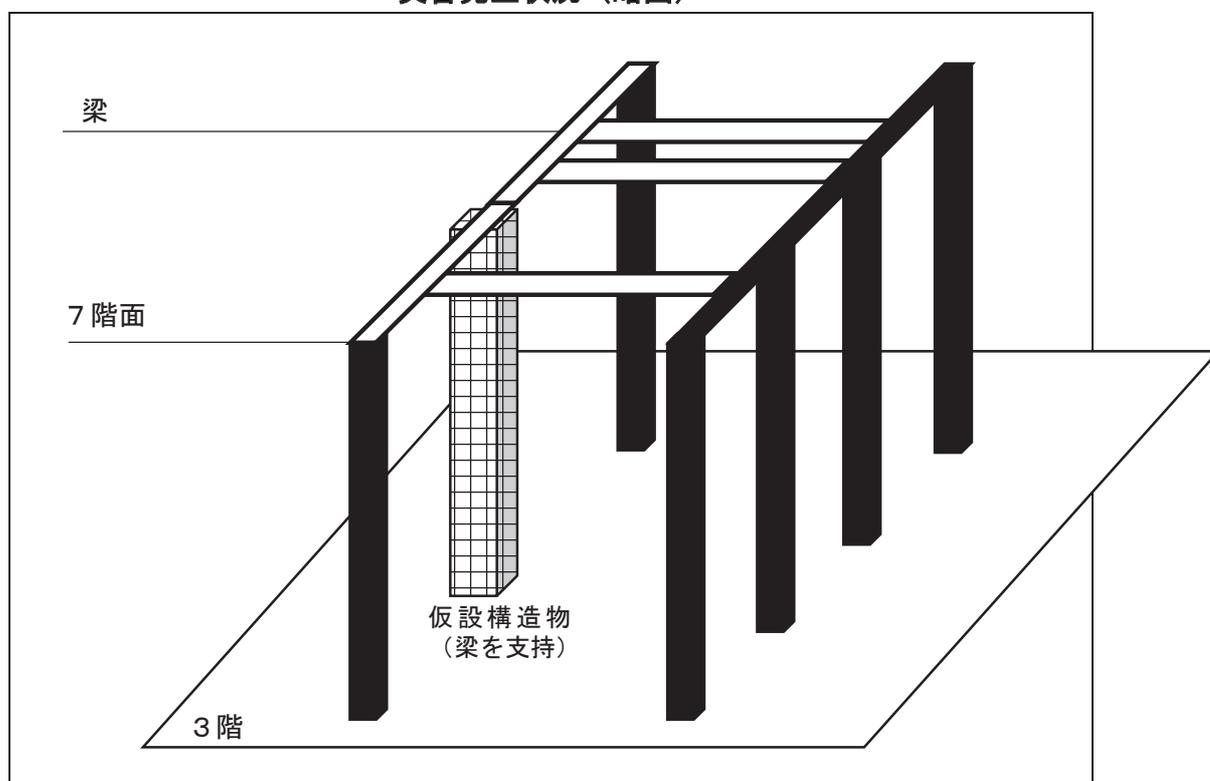
昨年9月、当署管内（中央区）のビル建築現場において、鉄骨建方作業中に鉄骨が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者計6名が被災し、うち2名が死亡するという重大な災害が発生しております。

災害の発生原因は引き続き調査中ですが、鉄骨梁を支える仮設構造物（ベント）の強度不足が考えられるため、下記を参考に、リスクアセスメントの実施をはじめとした必要な措置の徹底を改めてお願いいたします。

災害発生状況

災害発生時、既設の鉄骨支柱等（黒色部分）に梁となる鉄骨（白色部分）を設置する作業が行われていた。作業員は梁上（7階面）において梁の取り付け作業等を実施しており最後の梁を設置していたところ、全ての梁及び梁を支持していた仮設構造物が3階まで崩落し、梁上で作業していた作業員5名が墜落した。また、階下で別の作業に従事していた作業員1名が飛散した部材に接触した。

災害発生状況（略図）



建築工事においては、構造物及び仮設物の強度・安定性の検討を行い、十分な安全率をもった作業計画を立てて施工しましょう！

中央労働基準監督署

具体的には、下記1～3の措置をお願いいたします。

1 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施

ビル建築工事の施行計画の段階からリスクアセスメントを実施し、工法の安全性や作業の各段階における構造物及び仮設機材(ベント等の建方養生も含む。)の強度、安定性等について検討し、その結果に基づいて、構造物及び仮設機材等の崩壊・倒壊の防止等、必要な措置を講じること。また、構造物及び仮設機材等が健全な状態であることを随時確認すること。

2 作業計画の作成、作業主任者の選任等について

建築物等の鉄骨の組立て等の作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法及び順序、部材の倒壊等を防止するための方法等を定めた作業計画を作成し、関係労働者に周知させるとともに、当該作業計画により作業を行うこと。作業方法は、構造物及び仮設機材の支持条件、荷重条件等に合致した方法とすること。

また、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、作業の直接指揮、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況の監視等、その職務を確実に実施させること。

3 要求性能墜落制止用器具等の適切な使用

高所作業であって手すり等を設けることが困難なとき等の場合においては、労働者に要求性能墜落制止用器具等を着実に使用させるとともに、その使用状況を監視すること。また、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための適切な設備等を設け、異常の有無について随時点検すること。

令和6年度全国安全週間のスローガンを募集します

厚生労働省は、令和6年度全国安全週間のスローガンを募集します。応募締切は令和6年2月9日です。厚生労働省と中央労働災害防止協会では、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目標として、6月を準備期間、7月1日から7日を本週間として、全国安全週間を実施します。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、令和6年度で97回を迎えます。

今回募集するスローガンは、令和6年度全国安全週間の実施に当たって、各種の広報活動、週間行事の実施等の際に活用します。

詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

関東安全衛生技術センター「東京試験場」が開設されました

関東安全衛生センターでは、労働安全衛生法に基づく免許試験受験者の利便性向上のため、東京都内に常設の試験会場（東京試験場）を開設しました。運用開始は令和6年4月以降の試験からとなります。

対象となる試験の種類及び試験日程等は、安全衛生技術試験協会及び東京試験場のホームページでご確認ください。

東京試験場HPリンク先：<https://www.tokyo-kanto.exam.or.jp/>



令和5・6年度講習カレンダー〔令和6年2月～令和6年4月〕

(公社)東基連 中央労働基準協会支部
TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

お申し込みはWEB申込をお願いしております

右のQRコードは、ホームページに繋がります

中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenychuo**」です



講習名	月	受講費(円) 受講料+テキスト代(税込)	受使用 料にキ つスキ の改訂 は、W E、B 金額 が変 更に 再場 ご確 認が ござ います。	2月	3月	令和6年 4月
				技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習		23,210			13(水)～15(金)	
石綿作業主任者技能講習		15,180		15(木)～16(金)/ 21(水)～22(木)		25(木)～26(金)
教特 育別				19(月)		
安全衛生推進者養成講習		(会員)8,690 (非会員)11,990			7(木)～8(金)	
法定 講習 等				6(火)		
衛生推進者養成講習		9,900				
安全管理者選任時研修		(会員)10,560 (非会員)12,540			4(月)～5(火)	
雇入れ時の安全衛生教育		(会員)2,200 (非会員)3,300				11(木)/16(火)/17(水)
人事 講習 等						19(金)
雇用保険実務講座		(会員)3,300 (非会員)5,500				
女性活躍推進セミナー		無料		14(水)		

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

令和6年1月23日現在